

抵当権用

## 登記原因証明情報

### 1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 (和暦)年 月 日 受付第 号 抵当権 全部移転
- (2) 登記の原因 (和暦)年 月 日 全部代位弁済
- (3) 弁 済 額 金 , , 円
- (4) 当 事 者 権利者 千葉県信用保証協会 甲  
義務者 乙
- (5) 不 動 産 後記のとおり

### 2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 被担保債務の第三者弁済

乙は、本件 抵当権 の 抵当権 者である。

甲は、乙に対し、(和暦)年 月 日、本件抵当権 の被担保債務の全部、  
金 , , 円を弁済した。

- (2) 弁済につき正当の利益のあること。

甲は、本件抵当権 の被担保債務の連帯保証人である。

- (3) よって、本件抵当権 は、同日、乙から甲に 全部 移転した。

(和暦)年 月 日 法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 千葉市中央区中央四丁目17番8号  
千葉県信用保証協会  
理事

(義務者)

以下、不動産の表示  
不動産番号